

第202200322315号
令和5年3月24日

県内高齢者施設、障がい児・者施設を運営する法人 代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長
(公 印 省 略)
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスにかかる陽性者等の報告等について(依頼)

日ごろ、高齢者福祉行政及び障がい児・者福祉行政への格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

医療機関・社会福祉施設に関する新型コロナウイルスの陽性者発生状況につきましては、令和4年9月1日付第202200138012号「新型コロナウイルスにかかる全数把握体制の見直しに伴う陽性者等の報告等について(依頼)」に基づき、報告を受けているところ です。

このたび「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」が一部改正され、令和5年3月27日以降、クラスター対策条例による対策から、新たなクラスター対策に移行することとなりました。

これに伴い、集団感染事例の把握方法、改善指導を下記のとおり変更いたします。

については、下記及び別添をご参照いただき、報告書提出について、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 「福祉・医療施設感染対策センター」への陽性者の報告
7日間で5名以上の陽性が判明した場合に、新様式によって県に報告いただく。
※報告先 福祉・医療施設感染対策センター
メールアドレス：covid19-kansentaisaku@pref.tottori.lg.jp
※3月27日以降は、別添の新様式で報告してください。
- 2 専門家等による現地指導は、感染対策に不安のある施設からの要請等を踏まえて行う。

以上

連絡先 福祉・医療施設感染対策センター
080-6460-8923